

令和7年度国有林野施業実施計画の樹立に伴う基本図等修正業務仕様書

1 業務の目的

令和7年度に国有林野施業実施計画の樹立を予定する胆振東部、宗谷、網走東部の各森林計画区の基本図（縮尺5千分の1）について、ArcGISを用いてその修正を実施する。

2 業務の概要

（1）地理情報システム（以下「GIS」という。）ArcGISを用いて、修正箇所を記した基本図の画像（以下「修正基本図」という。）を読み込み、貸与するシェープファイル形式の基本図のデータを修正する。また、この作成したデータを使用し、PDF化した基本図を作成する。

なお、貸与する既存のシェープファイル形式のデータは、森林管理署単位で作成されており、座標系・測地系は世界測地系（日本測地系2000）・平面直角座標系である。

（2）使用するGISは、ArcGIS Proのバージョン3.2.0並びにライセンスがBasic以上において動作するものとする。

3 対象範囲

修正する基本図の対象は、胆振東部森林管理署、宗谷森林管理署、網走中部森林管理署及び網走南部森林管理署の管内の国有林野とする。

基本図の修正箇所数は、別添「修正箇所とりまとめ表」を目安とする。

4 業務の内容

（1）留意事項

ア 本業務の作業場所及び作業に当たり必要となる設備、備品及び消耗品等については、受注者の責任において用意すること。

イ 事前調査及び提出物に係る経費については、受注者の負担とする。

（2）業務の履行期間

契約書のとおり

（3）作業計画の準備

受注者は、着手に当たり作業内容、業務遂行に必要な実施体制、業務工程計画、連絡体制、情報セキュリティ及び安全対策等を記載した業務計画書を作成し、契約締結後10日（行政機関の休日を除く。）以内に提出すること。

（4）基本図の修正

ア 数値基本図データの修正

（ア）修正開始前の準備

実務者マニュアルのほか、以下の手順により準備すること。

a 実務者マニュアルに従い、各種ツールのインストールを行う。

b 「小班区画属性情報追加システム」を実行し、契約後に貸与する仮の調査簿・樹種別調査簿データ（CSV形式）の内容を小班区画シェープファイルの属性情報に追加する。

（イ）修正の実行

a 修正基本図をArcGIS上にジオリファレンス（位置合わせ）し、修正作業に当たること。修正作業にあつては、修正基本図、修正箇所書込参考図面及び修正箇所とりまとめ表中の基本図修正リストの修正指示に従い、契約後に貸与したシェープファイルの変更・追加・削除・移動を行うこと。具体的な修正方法については実務者マニュアルの手順に従い行うこと。ジオリファレンスを行った修正基本図データは、検査時に使用するため、位置情報を持ったgeotiff形式にて、元データの名前を付して保存すること。

- b 作成するデータの形式はシェープファイル形式とし、各計画区の座標系は下記のとおりとする。

該当する座標系	森林計画区名
平面直角座標系第 12 系 (JGD2000)	胆振東部、宗谷森林計画区
平面直角座標系第 13 系 (JGD2000)	網走東部森林計画区

(参考) 胆振東部森林計画区には、胆振東部森林管理署が含まれる。

宗谷森林計画区には、宗谷森林管理署が含まれる。

網走東部森林計画区には、網走中部森林管理署及び網走南部森林管理署が含まれる。

- c 作成したシェープファイル及びジオリファレンスした geotiff 画像データは、それぞれ以下の階層フォルダを作成した上で中に格納する。

- ・平面直角座標系名
- ・森林計画区名
- ・森林管理署名

- d シェープファイルの編集後、「整合チェックツール」を使用してトポロジエラーが無いことを確認し、エラーがあった場合は適切に訂正する。「整合チェックツール」を使ったトポロジエラーの確認方法については実務者マニュアルの手順に従い行うこと。

- e シェープファイルの編集後、小班区画属性情報追加システムにより、発注者が別途配布する完成版の調査簿・樹種別調査簿データ (CSV 形式) を編集後の小班区画シェープファイルの属性情報として更新する。

イ 基本図等の作成

- (ア) 4- (4) -アで作成したシェープファイル及び一本化テンプレート等貸与したファイルを用いて PDF ファイルを作成する。この際、国土地理院の標準地図を下図として表示させ、発注者が取得した使用承認番号を表示させること。使用承認番号を表示する際の文言は、発注者に確認すること。

(イ) PDF ファイル作成手順①

- a 修正を行ったデータを含む森林基本図データ一式を一本化テンプレートのレイアウトビューで表示し、マップシリーズを活用して下記 b の図面を PDF 形式でエクスポートする。エクスポートの方法については実務者マニュアルの手順に従い行うこと。

- b PDF ファイルの縮尺及び名称

(a) 縮尺 5, 000 分の 1 : 基本図・国有林野施業実施計画図

(b) 縮尺 5, 000 分の 1 : 基本図

(c) 縮尺 20, 000 分の 1 : 国有林野施業実施計画図

※ (c) の 20, 000 分の 1 縮尺の図郭は、20, 000 分の 1 以外の縮尺も存在する場合があることから、着手の際に発注者へ確認すること。

- c b の図の色調は、(a) はカラー、(b) はモノクロ、(c) はカラーとする。

※ (b) のモノクロ色調の作成にあつては、文字を黒色、機能類型等の着色部を白色とし、下図となる地理院地図は初期設定 (カラーと同様) のまま使用する。

- d PDF ファイルのエクスポートにあたっては、一本化テンプレートのレイアウトビュー伏せ字の箇所を下記のとおり修正する。また、「調査・調整年月日」等その他の外枠の記載内容等については、契約後の打合せにより着手前に確認した上で修正する。

伏せ字	設定する値
○○	森林管理局名
●●	森林計画区名
■	基本図の全枚数
◎	座標系

※基本図等の全体枚数は署単位で集計し、図葉番号 (属性情報「GIS 基本図」) を署ごとに 1 から順に表示させること。

e PDF ファイルをエクスポートする際の解像度の設定は 200dpi とする。

f その他の PDF ファイル作成に係る設定等については、発注者との打ち合わせによって確認し、実行するものとする。

(ウ) 作成した PDF ファイルは、以下の以下フォルダを作成した上で中に格納する。

- ・平面直角座標系名
- ・森林計画区名
- ・森林管理署名

(エ) シェープファイルの変更・追加を行った場合は、データに応じて適切な属性情報を設定する。各データの属性情報に設定する値は下記のとおり。コードを設定する場合は、属性情報各種コード表を参考に設定すること。

GIS データ	項目名	設定する値
小班区画	小班 ID	森林管理局(“00100”)＋森林管理署(5 桁)＋官公造林地(4 桁)＋林班主番(4 桁)＋林班枝番(1 桁)＋小班主番(2 桁)＋小班枝番(2 桁) (全 23 桁)
	小班名称	小班的名称 [例]い ₂ 小班の場合、“い2”
	他	(小班区画属性情報追加システムで設定される)
林道	林道 ID	森林管理局(“00100”)＋森林管理署(5 桁)＋路線番号(3 桁)
	森林管理局	“00100”
	森林管理署	森林管理署(5 桁)
	路線番号	発注者から指示された路線番号 (不明の場合は“000”)
	局名称	“北海道”
	署名称	森林管理署名略称
	路線名称	発注者から指示された路線名称
作業道	森林管理局	“00100”
	森林管理署	森林管理署(5 桁)
	作業道番号	“0000”
	局名称	“北海道”
	署名称	森林管理署名略称
	路線名称	発注者から指示された路線名称 (全て新規作成)
歩道	森林管理局	“00100”
	森林管理署	森林管理署(5 桁)
	歩道番号	“0000”
	局名称	“北海道”
	署名称	森林管理署名略称
境界点	種別	境界点種コード表の該当コード
	森林管理局	“00100”
	森林管理署	森林管理署(5 桁)
	境界識別番号	“000000000000000000” (0×17 桁)
	局名称	“北海道”
	署名称	森林管理署名略称
基準点	種別	基準点種コード表の該当コード
	標高	該当基準点の標高値

	名称番号	“00000000” (0×8 桁)
橋高架部	森林管理局	“00100”
	森林管理署	森林管理署(5 桁)
	局名称	“北海道”
	署名称	森林管理署名略称
水涯線	種別	水涯線種コード表の該当コード
	兼境界	当該水涯線が境界を兼ねている場合は”1”を、それ以外の場合は”0”
管轄区界	種別	管轄区界種コード表の該当コード
行政区画界	種別	行政区画界種コード表の該当コード
建物区画	名称番号	“00000000” (0×8 桁) を記入
崩壊地外形線	ID	“0”
崩壊地	ID	“0”

※データ型（タイプ）は文字列

ウ その他事前準備に関する留意事項

以下の貸与シェープファイルについては、測地系変換の誤り等により位置ズレが生じているものがある場合は、確認して修正した上で使用すること。なお、当該ファイル以外のデータについても確認しながら作業を行うこと。

5 貸与物品

本業務の実施に必要な以下の資料・データを、契約後、受注者に貸与するものとする。貸与を受けた資料・データは、厳重な管理を行い、本業務の完了時に返却することとし、資料・データを複製した場合は、契約履行後に全て消去すること。

各ツール等の詳細は、実務者マニュアルを参照すること。

資料（データ名）	形式	内容・形式等
森林基本図データ	シェープファイル形式	基準点、境界点、森林計画区界、林班界、管轄区界、行政区界、林道、作業道、歩道、防火線、策道、トンネル出入口、トンネル通路部、橋高架部、等高線、水涯線、送電線、建物外径線、図郭、小班区画、建物区画 ※図郭については、同名称の別縮尺用のシェープファイルがあるため、取扱い等間違わないこと。
初期整備データ	シェープファイル形式	境界点、図郭、崩壊地、崩壊地外形線
一本化テンプレート	ArcGIS APRX 形式	テンプレート版マップドキュメント
森林情報任意抽出ツール	実行ファイル一式	コード化された森林調査簿のデータから森林計画図面の表示に必要な項目のみを抽出しコードから文字列に変換するツール
小班区画属性情報追加システム	ArcGIS アドオン	森林情報任意抽出ツールで抽出された情報を、小班区画シェープファイルの属性情報に追加させるツール
森林図式フォントファイル	ttf フォントファイル	森林計画図上で表示するためのフォントファイル
整合チェックツール		GIS データにおけるトポロジエラーのチェックを行うツール
調査簿・樹種別調査簿データ	CSV 形式	国有林野情報管理システムから出力されるデータ
修正基本図	画像	修正箇所等を記した ArcGIS で、ジオリファレンスして使用するための元図
修正箇所書込図面	画像	修正箇所を指示した資料（縮尺 2 万分の 1 図）

基本図修正リスト	Excel 形式	修正箇所を指示した資料
林道現況表	PDF 又は Excel 形式	林道ラインの属性情報（路線番号、林道名称）に使用
実務者マニュアル	PDF 形式	GIS データ編集のマニュアル
属性情報各種コード表	PDF 形式	GIS データの属性情報に設定するコード表

※上記のほか、監督職員と協議の上、必要な資料を貸与する。

6 成果品について

(1) 成果品の作成及び納期

本業務において作成した成果品は以下のとおり納入すること。なお、納入する電子媒体については、ウイルスチェックを行った上で、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを貼付すること。また、電子媒体は複写して、森林管理局、森林管理署等において使用することを想定しているため、複写が可能なものであること。

成果品	形式	媒体	数量	納期
数値基本図修正後シェープファイル	シェープファイル形式	データ容量に応じて DVD、 ポータブル HDD 等	2	令和 8 年 1 月 15 日 (木)
修正基本図のジオリファレンス後データ	geotiff 形式 (ジオリファレンス後に生成された制御ファイルも含む)			
基本図・国有林野施業実施計画図 画像データ (カラー) 5 千分の 1 縮尺	PDF 形式	ポータブル HDD 等	2	令和 8 年 2 月 20 日 (金)
基本図 画像データ (モノクロ) 5 千分の 1 縮尺	PDF 形式			
国有林野施業実施計画図 画像データ (カラー) 2 万分の 1 縮尺	PDF 形式			

(2) 検査

検査の結果、成果物等に不備、誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について監督職員に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

なお、検査において受注者が立ち会わない場合は、検査結果に対し、異議を申し立てることはできないものとする。

7 業務の進捗等について

受注者は、業務の進捗について把握し、発注者と共有するものとする。また、各段階で打合せや確認を行い、円滑な業務を行うものとする。

(1) 打合せ

受注者は本業務を確実に実施するために、契約締結後速やかに発注者と打合せを行う。また、1 回以上の中間打合せを実施すること。

受注者が本業務の実施に際して疑義を生じた場合には、発注者と協議した上で作業を実施するものとする。打合せの内容については、必要な都度、報告書を提出し、発注者の確認を受けるものとする。

(2) 成果品の確認

ア 着手後最初の基本図成果について

受注者は、発注者の指定した箇所の項目について修正を行い、作業終了後にその項目が含む範囲の図郭を印刷又は PDF 化したものにより発注者の確認を受けるとし、その後の修正作業を行うものとする。

発注者の確認は、契約の翌日から一月以内に受けるものとする。

イ 成果品の事前確認について

(ア) 成果品の確認

全ての成果について、作成済みとなった成果品を納品前に監督職員の確認を受けるとし、その確認は森林管理署単位で作成済みとなったものから、順次行うものとする。

(イ) シェープファイルの確認

成果品のうち、「数値基本図修正後シェープファイル」と「修正基本図のジオリファレンス後データ」については、森林管理（支）署単位で、完成の都度、トポロジエラーチェックをした上で、納期より前に発注者の確認を受けるものとする。

この確認の時期は、11月下旬とし、具体的には、初回の打ち合わせ時に決定する。

(3) 業務の進捗報告

受注者は、着手後発注者に対して、月2回の進捗報告を行うものとする。

8 業務上の秘密保持

受注者は、本業務の遂行上知り得た事業内容、内部事情、機密情報、固有の技術情報その他本業務に関連する一切の情報はこれを漏洩してはならない。

また、秘密保持義務は、本業務の契約期間内であるか、契約期間の満了後であるかを問わず継続する。

9 技術力の確保

本業務の実施に当たっては、成果品の品質保証、情報管理における信頼性の確保を要するため、以下に示す事項を満たすこと。

(1) 情報セキュリティマネジメントシステム (ISO27001 (ISMS))、「JISQ27001」の認証を全社・全部門又は本業務を実施する部署が取得していること。又は、個人情報保護マネジメントシステム (JISQ15001 (プライバシーマーク)) の認証を取得していること。

(2) 技術者として、地理空間情報専門技術者 (GIS 1 級)、空間情報総括監理技術者、森林情報士 (GIS 1 級) 又はこれらと同等以上の地理情報関係の有資格者を配置すること。

別添

修正箇所とりまとめ表

【基本図修正等業務】

【Arc-Gis】基本図修正リスト

180

胆振東部森林計画区
胆振東部森林管理署

修正 図面No.	修正内容	変更小班数	主な修正項目	施業図番号	報告 年度
1	小班新設 243林班 ほ→ほ1.ほ2	1	小班新設	7-2	R4
2	更新に伴い小班新設 257林班 ろ(小班消滅)ち→り	2	小班統合	7-2	R4
3	作業道の位置修正 249林班 い1. ロ. は. に 250林班 イ 251林班 ロ. ハ 255林班 ヘ 256林班 は.. ほ 257林班 イ. ロ	12	小班区画変更	7-2	R4
4	貸電に伴い小班新設 2025林班 い3→ロ2 ロ→ロ1.二 に.ち→ロ3	4	小班新設	7-7	R4
5	小班新設 230林班 は→ほ、232林班 に→へ	2	小班新設	7-2	R4
6	小班新設 241林班 ろ→ち、243林班 た→の	2	小班新設	7-2	R4
7	小班新設 252林班 ろ→に	1	小班新設	7-2	R4
8	小班新設 264林班 ち→た、273林班 ろ→ほ	2	小班新設	7-2	R4
9	小班新設 271林班 は→よ、272林班 い→に	2	小班新設	7-2	R4
10	小班新設 283林班 に→る、とち→わ	3	小班新設	7-2	R4
11	小班新設 284林班 と→ぬ、285林班 ち→わ	2	小班新設	7-2	R4
12	小班新設 1321林班 ろ→へ、1327林班 いろ→と	3	小班新設	7-4	R4
13	小班新設 9林班 ヘ→な	1	小班新設	7-3	R6
14	小班新設 227林班 ほ→とち、232林班 ほ3→り	2	小班新設	7-2	R6
15	小班新設 232林班 ろ→とち	1	小班新設	7-2	R6
16	小班新設 1436林班 い1い2ろ→ほ	3	小班新設	7-4	R6
17	小班新設 1495林班 ほに→へ	2	小班新設	7-4	R6
18	小班新設 225林班 ろ→ね	1	小班新設	7-2	R6
19	小班新設 249班 ろ→り	1	小班新設	7-2	R6
20	小班新設 249班 ろ→へ、は→と、に→ち	3	小班新設	7-2	R6
21	小班新設 258林班 ち1→ぬ、り2→る	2	小班新設	7-2	R6
22	小班新設 263林班 ろは→わ	2	小班新設	7-2	R6
23	小班新設 271林班 は→た	1	小班新設	7-2	R6
24	小班新設 1327林班 に→ち	1	小班新設	7-4	R6
25	小班新設 1469林班 い→ほ、1474林班 い→へ	2	小班新設	7-4	R6
26	小班新設 1470林班 ろ→へ、ろは→と	2	小班新設	7-4	R6
27	小班新設 1475林班 は→に	1	小班新設	7-4	R6
28	林道(小班)新設 2143林班 ろ→イ2、小班名変更イ→イ1(稲里林 道稲里線) 林道(小班)新設 い3→ロ2、小班名変更 ロ→ロ2(沼の沢林道)	4	林道・作業道作設	7-5	R6
29	林道新設(作業道格上げ) 279林班ロ→ハ1・いろとちり→ハ2 288林班イ→イ1・ろ1ろ2はに→イ2・り→イ3 292林班ロ1→ニ1・ろ に→ニ2 (熊の沢林道)	15	林道・作業道作設	7-2	R6
30	林道新設 2173林班い2りよ→ハ1、い2とりる→ハ2、2175林班る →ハ(新登川2号林道)、2175い2ほる→ロ1、ほる→ロ2(新登川1 号林道)	8	林道・作業道作設	7-5	R6
31	林道新設 2122林班(坊主山支線林道) い2・へ・と・り→ロ	4	林道・作業道作設	7-6	R6
32	所管換による面積減 297.ル	1	境界移動	7-1	R6
33	小班統合 86林班 ほ(小班消滅)→ろ	1	小班統合	7-1	R6
34	小班統合 279林班はと(小班消滅)→ろ、ほへ(小班消滅)→に	2	小班統合	7-2	R7
35	小班統合 288林班 ほへ(小班消滅)→に	1	小班統合	7-2	R7
36	小班区画変更 1182林班 に→は	2	小班区画変更	7-4	R7
37	小班区画変更 1295林班 ほ(小班消滅)→ほ1ほ2	1	小班区画変更	7-4	R7

修正 図面No.	修 正 内 容	変更小班数	主な修正項目	施業図番号	報告 年度
38	林道・作業道位置修正、1357林班 い1い2い3ろはにほへイロハ 及び小班内作業道 小班新設 はに→と	12	小班新設	7-4	R7
39	林道・作業道位置修正、1361林班 は1は2イ 1366林班 いろはにへと1と2イロ及び小班内作業道	13	小班区画変更	7-4	R7
40	欠番				
41	林道位置修正 1369林班 はろイ、1373林班 はロ	5	小班区画変更	7-4	R7
42	欠番				
43	小班区画変更 9林班 は一つ	2	小班区画変更	7-3	R7
44	小班区画変更 13林班 と→い1・い3	3	小班区画変更	7-3	R7
45	小班区画変更 85林班 ち1→い1	2	小班区画変更	7-1	R7
46	小班区画変更 118林班 い2・は→り	3	小班区画変更	7-1	R7
47	小班区画変更 193林班 は3→は1	2	小班区画変更	7-2	R7
48	小班区画変更 198林班 い1・は・に1・る→よ、よ→は・に1・る	5	小班区画変更	7-2	R7
49	小班区画変更 214林班 ほ1→い1へ4、へ3→ほ1 218林班 る→は2	6	小班区画変更	7-2	R7
50	小班区画変更 263林班 い2→ち1、ち1→い2、に→り	4	小班区画変更	7-2	R7
51	欠番				
52	小班区画変更 1149林班 い→ろ	2	小班区画変更	7-4	R7
53	小班区画変更 1156林班 と→ち	2	小班区画変更	7-4	R7
54	小班区画変更 1170林班 ろ→に	2	小班区画変更	7-4	R7
55	小班区画変更 1176林班 ほ→は	2	小班区画変更	7-4	R7
56	小班区画変更 1181林班 ろ→に、に→ろ	2	小班区画変更	7-4	R7
57	小班区画変更 1184林班 い→と	2	小班区画変更	7-4	R7
58	小班区画変更 1185林班 ろ→い	2	小班区画変更	7-4	R7
59	小班区画変更 1186林班 ろ→は	2	小班区画変更	7-4	R7
60	小班区画変更 1245林班 に→ろ	2	小班区画変更	7-4	R7
61	小班区画変更 1377林班 い→ろ	2	小班区画変更	7-4	R7
62	小班区画新設 1474林班 い→に	1	小班新設	7-4	R7
63	小班区画変更 1476林班 り→イ	2	小班区画変更	7-4	R7

【Arc-Gis】基本図修正リスト

539

宗谷森林計画区
宗谷森林管理署

修正 図面No.	修 正 内 容	変更小班数	主な修正項目	施業図番号	報告 年度
1	誤謬に伴う小班区画修正	1	小班区画変更	25-25	R3
2	更新に伴う小班分割 や→め(新設)、み(新設)	1	小班新設	25-9	R3
3	貸付に伴う小班新設 47林班ろ→イ・ロ、48林班は→ト、は・に→チ、49林班は→ト・チ、50林班は・に→ハ・ニ、51林班に→イ・ロ、52林班ろ→ハ・ニ	9	小班新設	25-3	R3
4	貸付に伴う小班新設 67林班り・ぬ→ハ、り・ぬ・わ→ニ、69林班に・ほ→ホ、に→ト、72林班わ・よ・ら・の・お・や→チ、わ・よ・ね・な・ら・む・の・や→ヌ	22	小班新設	25-3	R3
5	返地に伴う小班統合 ツ→ワ	1	小班統合	25-2	R3
6	売払いに伴う小班消滅 ト小班(消滅)	1	小班区画変更	25-22	R3
7	溪畔林小班分割・誤謬に伴う小班区画修正 3001林班へ→ち(新設)、3006林班ち→そ・つ(新設)、お→ね(新設)、誤謬修正ち→り(面積移動なし)	4	小班新設	25-21	R3
8	植栽に伴う小班分割 へ→わ(新設)	1	小班新設	25-19	R3
9	知駒界林業専用道新設 2051林班そ・む→ト(新設)、2052林班に・へ・ぬ→ハ(新設)、2053林班へ・る・わ・お→チ(新設)	8	林道・作業道作設	25-13	R3
10	返地に伴う小班統合 チ→ホ	1	小班統合	25-4	R4
11	貸付に伴う小班新設 63林班と・ち→ヌ、へ・ト→ル・カ、い・と・ち→フ 64林班ち→チ、ぬ→ヌ・カ、ホ→ル、ち→フ、リ・ニ・ホ→ヨ	15	小班新設	25-3	R4
12	(No.11続き)貸付に伴う小班新設 62林班ほ・へ・と・ち・か→フ→ロ、は・ほ・へ・と・ちか→ハ	12	小班新設	25-3	R4
13	貸付面積誤差修正に伴う小班統合 ネ(消滅)→カ	1	小班統合	25-13	R4
14	問合せ中(分造小班内作業道の有無)53林班			25-4	R4
15	林道敷面積誤謬修正に伴う小班新設 ロ→ル(他雑)	1	小班新設	25-3	R4
16	小班区画の誤謬修正(面積移動なし)	3	小班区画変更	25-2	R4
17	不要な小班界削除	1	小班区画変更	25-2	R4
18	小班区画の誤謬修正(面積移動なし)	3	小班区画変更	25-2	R4
19	小班区画の誤謬修正(面積移動なし)	2	小班区画変更	25-2	R4
20	小班区画の誤謬修正(面積移動なし)	3	小班区画変更	25-1	R4
21	作業道の小班界位置修正(面積移動なし)・作業道誤謬修正 の→二(新設)	1	小班区画変更	25-14	R4
22	小班区画の誤謬修正 ろ1・ろ2→は(面積移動なし)	2	小班区画変更	25-12	R4
23	小班区画の誤謬修正(面積移動なし)	2	小班区画変更	25-18	R4
24	小班区画の誤謬修正(面積移動なし)	1	小班区画変更	25-20	R4
25	更新に伴う小班分割 る→わ(新設)	1	小班新設	25-1	R4
26	更新に伴う小班分割 や→し(新設)	1	小班新設	25-20	R4
27	3140林班 誤謬に伴い、一部林道から作業道へ小班分割 ハ→チ(新設)	1	小班新設	25-19	R4
28	更新に伴う小班分割 ぬ→れ(新設)、リ・ぬ→そ(新設)	3	小班新設	25-6	R4
29	溪畔林指定・その他小班新設 に→ら、と→む・け(溪畔林)、ち→う、り→の、そ→く・や・ま(溪畔林)	5	小班新設	25-22	R4

修正 図面No.	修 正 内 容	変更小班数	主な修正項目	施業図番号	報告 年度
30	小班統合 ロ(水貸、消滅)→へ(ひらがな)	1	小班統合	25-3	R5
31	貸付に伴う小班新設 へ→ム、リ→ウ	2	小班新設	25-2	R5
32	売払いに伴う境界修正 オ(-0.04)	1	境界移動	25-1	R5
33	小班区画の誤謬修正(面積移動なし)	1	小班区画変更	25-1	R5
34	貸付に伴う小班新設 へ1→ネ	1	小班新設	25-1	R5
35	林道別に小班分割 イ→ロ(新設)	1	小班新設	25-13	R5
36	返地の伴う面積移動 4085林班ロ1(消滅)→ロ、ニホチ→ハ、4086林班ニ→ハ 小班区画誤謬修正 4085林班ホ小班	6	小班区画変更	25-24	R5
37	(No.36続き)返地の伴う面積移動 4085林班ト→ハ	1	小班区画変更	25-24	R5
38	返地に伴う面積移動 4094林班ト→ホ、4096林班ロハニホ→イ	5	小班区画変更	25-24	R5
39	「二股林道」と「やぶの沢林道」の小班界の誤り修正に伴う、界付加・面積移動 ハ→ロ	1	小班区画変更	25-22	R5
40	小班位置の誤謬修正(面積移動なし)	5	小班区画変更	25-4	R5
41	小班区画形状の誤謬修正(面積移動なし)	2	小班区画変更	25-1	R5
42	小班区画位置・形状の誤謬修正(面積移動なし)	4	小班区画変更	25-6	R5
43	更新に伴う小班新設 や→ま	1	小班新設	25-1	R5
44	更新に伴う小班新設 や→ひ	1	小班新設	25-9	R5
45	更新漏れに伴う小班新設(昭和40更新) と→る	1	小班新設	25-5	R5
46	林専道格上・線形修正 ロ(作業道部分一部)→ロ(林専道)、ハ→ロ1(新設) (照陽支線林道)	5	林道・作業道作設	25-11	R5
47	林道改良に伴う小班新設 む・く→ト	2	小班新設	25-6	R5
48	小班区画形状の誤謬修正(面積移動なし)	3	小班区画変更	25-22	R5
49	12「名無し」小班→「ロ」小班(作業道)	1	小班新設	25-4	R4
50	22「名無し」小班→「ロ」小班	1	小班新設	25-4	R4
51	1015「名無し」小班→1014林班側に線形修正(面積移動なし)(奥知来別支線林道)	1	小班新設	25-6	R4
52	1037「名無し」小班→1036林班側に線形修正(面積移動なし)(作業道)	3	小班区画変更	25-7	R4
53	1039「名無し」小班→1037林班側に線形修正(面積移動なし)(作業道)	3	小班区画変更	25-7	R4
54	1055「名無し」小班→1054小班側に線形修正(面積移動なし)(作業道)	3	小班区画変更	25-8	R4
55	3097「名無し」小班→3094小班側に線形修正(面積移動なし)(風徳林道)	3	小班区画変更	25-18	R4
56	①4111林班「名無し」小班一部線形を削除し、「ろ」小班に統合 ②4114林班「ロ」小班(作業道)の一部分線形削除・追加し、「イ」小班(林道)に接続	3	小班統合	25-22	R4
57	103林班 貸付に伴う小班新設 ホ→ヌ小班(他貸)	1	小班新設	25-2	R6
58	158林班 小班消滅に伴う小班統合 ニ(消滅)→ろ(+0.07)	1	小班統合	25-1	R6
59	2088林班 小班統合 う1(消滅)→う(+0.13)	1	小班統合	25-14	R6
60	2094林班 保安林内外に伴う小班分割 ロ→ト(+0.23、新設)	1	小班新設	25-14	R6
61	1林班 境界の修正(面積移動なし)	1	境界移動	25-4	R6
62	4林班 境界の修正(面積移動なし)	1	境界移動	25-4	R6
63	15林班 誤謬に伴う小班界の修正(面積移動なし)	1	小班区画変更	25-4	R6
64	16林班 小班界の誤謬修正	3	小班区画変更	25-4	R6
65	21林班 小班名・小班界修正 へ(カナ)を一部(平仮名)へ小班	2	小班区画変更	25-5	R6
66	32林班 小班界誤謬修正	1	小班区画変更	25-5	R6

修正 図面No.	修 正 内 容	変更小班数	主な修正項目	施業図番号	報告 年度
67	35林班 小班界誤謬修正	2	小班区画変更	25-5	R6
68	38・40林班 作業道の線形修正	3	小班区画変更	25-5	R6
69	52林班 電線敷(口・口1)の線形修正	2	小班区画変更	25-4	R6
70	67林班 小班界誤謬修正	5	小班区画変更	25-3	R6
71	73林班 小班名修正(面積移動なし)	1	小班名変更	25-3	R6
72	88林班 不要な歩道の線形削除	1	小班区画変更	25-4	R6
73	1林班 小班界誤謬修正	2	小班区画変更	25-4	R6
74	91林班 小班界誤謬修正	3	小班区画変更	25-4	R6
75	103林班 作業道敷線形修正(面積移動なし)	2	林道・作業道線形修正	25-2	R6
76	105林班 小班界誤謬修正	2	小班区画変更	25-2	R6
77	114林班 貸付地の記載漏れに伴う小班区画追加(面積移動なし)	1	小班区画変更	25-2	R6
78	115林班 小班界誤謬修正	3	小班区画変更	25-2	R6
79	116林班 小班記載漏れに伴う小班区画追加(面積移動なし)	2	小班区画変更	25-2	R6
80	130林班 小班名修正 ま小班一部→そ小班	1	小班名変更	25-1	R6
81	139林班 境界修正	1	境界移動	25-1	R6
82	141林班 作業道敷線形修正(面積移動なし)	4	林道・作業道線形修正	25-1	R6
83	142林班 小班線形修正(面積移動なし)	4	小班区画変更	25-1	R6
84	156林班 小班線形修正(面積移動なし)	5	小班区画変更	25-1	R6
85	157林班 小班名修正(ま一部→む)・イ(水貸)の線形延長・修正	4	小班区画変更	25-1	R6
86	159林班 小班区画誤謬修正(面積移動なし)	2	小班区画変更	25-1	R6
87	1001林班 小班名修正 め小班(GIS上ではろ小班)一部→る小班	1	小班名変更	25-6	R6
88	1004林班 小班界修正(面積移動なし)	3	小班区画変更	25-6	R6
89	1010林班 小班界修正(面積移動なし)	2	小班区画変更	25-6	R6
90	1015林班 小班名・林班界修正(面積移動なし)	3	小班区画変更	25-6	R6
91	1018林班 林班界修正	2	小班区画変更	25-6	R6
92	1020林班 小班界修正(面積移動なし)	2	小班区画変更	25-6	R6
93	1020林班 小班界修正(面積移動なし)	3	小班区画変更	25-6	R6
94	1034林班 小班名・小班界修正 な一部→ほ小班	3	小班区画変更	25-7	R6
95	1035林班 小班界修正(面積移動なし)	2	小班区画変更	25-7	R6
96	1035・1038林班 小班名・小班界修正(面積移動なし)	4	小班区画変更	25-7	R6
97	1036・1037林班 小班界修正(面積移動なし)	4	小班区画変更	25-7	R6
98	1047林班 小班名修正 ほ一部→な小班	1	小班名変更	25-7	R6
99	1054林班 小班界修正(面積移動なし) れ小班一部→せ小班	3	小班区画変更	25-7	R6
100	1068林班 道路(貸)の線形修正・不要な建物敷の削除	2	小班区画変更	25-8	R6
101	1074林班 小班名修正(面積移動なし) り小班一部→け小班	1	小班名変更	25-8	R6
102	1076林班 作業道敷線形修正・小班界修正(面積移動なし)	3	林道・作業道線形修正	25-8	R6
103	1078・1080林班 小班界修正(面積移動なし)	8	小班区画変更	25-8	R6
104	1078林班 小班一部記載漏れに伴う追記(面積移動なし)	2	小班区画変更	25-8	R6
105	1086林班 境界点の修正	1	境界点変更	25-8	R6
106	1097林班 境界点の修正	1	境界点変更	25-9	R6
107	1097林班 小班界・境界点の修正	2	境界点変更	25-9	R6
108	1098林班 境界の修正	1	境界移動	25-9	R6
109	1099林班 境界点の修正	1	境界点変更	25-9	R6
110	1101林班 不要な小班削除(イ小班)、境界点の修正	3	小班区画変更	25-6	R6
111	2013林班 小班界修正(面積移動なし)	2	小班区画変更	25-10	R6

修正 図面No.	修 正 内 容	変更小班数	主な修正項目	施業図番号	報告 年度
112	2013・2014林班 境界点の修正	2	境界点変更	25-10	R6
113	2016林班 小班名修正 い一部→ら小班	2	小班名変更	25-10	R6
114	2017林班 小班界修正(面積移動なし)	2	小班区画変更	25-10	R6
115	2020林班 作業道敷線形修正、小班名修正 や一部→よ小班	4	林道・作業道線形修正	25-10	R6
116	2023林班 小班界修正(面積移動なし)	2	小班区画変更	25-10	R6
117	2025林班 小班界修正(面積移動なし)	2	小班区画変更	25-10	R6
118	2027林班 林道敷線形修正(面積移動なし)	2	林道・作業道線形修正	25-10	R6
119	2028林班 小班名修正 は一部→ほ小班	1	小班名変更	25-10	R6
120	2029林班 小班界・小班名修正 こ一部→や小班	2	小班区画変更	25-10	R6
121	2036林班 小班界・小班名修正 た一部→さ小班	2	小班区画変更	25-10	R6
122	2037林班 不要な小班界修正	1	小班区画変更	25-10	R6
123	2038林班 小班界修正(面積移動なし)	2	小班区画変更	25-10	R6
124	2043林班 小班名修正 へ一部→く小班	2	小班名変更	25-11	R6
125	2044林班 小班界修正・林道名修正(平太郎本流→平太郎)	3	小班区画変更	25-11	R6
126	2047林班 小班界修正(面積移動なし)	2	小班区画変更	25-11	R6
127	2063・2064林班 小班界修正(面積移動なし)	4	小班区画変更	25-13	R6
128	2065・2066林班 作業道敷線形修正・小班界修正	4	林道・作業道線形修正	25-13	R6
129	2069林班 小班界・境界点の修正	2	境界点変更	25-13	R6
130	2072林班 小班界修正(面積移動なし)	2	小班区画変更	25-13	R6
131	2080林班 小班界修正(面積移動なし)	3	小班区画変更	25-13	R6
132	2085林班 小班界修正(面積移動なし)	2	小班区画変更	25-14	R6
133	2086林班 町村界の線形修正	1	境界移動	25-14	R6
134	2087林班 不要な林班界の削除	1	小班区画変更	25-14	R6
135	2090林班 小班界修正(面積移動なし)	2	小班区画変更	25-14	R6
136	2094林班 道路(貸)の線形修正	2	林道・作業道線形修正	25-14	R6
137	2094林班 作業道敷線形修正	2	林道・作業道線形修正	25-14	R6
138	2097林班 境界点の修正	1	境界点変更	25-12	R6
139	2154林班 境界点の修正	1	境界点変更	25-10	R6
140	2156林班 小班名修正 へ小班一部→ぬ小班	2	小班名変更	25-10	R6
141	2159林班 小班界修正・不要な建物敷の削除	4	小班区画変更	25-10	R6
142	2172・2173林班 小班界修正(面積移動なし)	4	小班区画変更	25-10	R6
143	2171・2172・2173林班 小班界修正(面積移動なし)	9	小班区画変更	25-10	R6
144	3046林班 小班界修正(面積移動なし)	2	小班区画変更	25-21	R6
145	3077・3078林班 林道敷線形修正(風徳林道・下黒岩山林道)	4	林道・作業道線形修正	25-21	R6
146	3081林班 小班界修正(面積移動なし)	3	小班区画変更	25-21	R6
147	3093林班 小班界修正(面積移動なし)	4	小班区画変更	25-18	R6
148	3094林班 小班界修正(面積移動なし)	2	小班区画変更	25-18	R6
149	3108林班 小班界修正(面積移動なし)	2	小班区画変更	25-18	R6
150	3120・3121林班 作業道敷線形修正	4	林道・作業道線形修正	25-18	R6
151	3124林班 小班界修正(面積移動なし)	2	小班区画変更	25-18	R6
152	3141林班 小班界修正(面積移動なし)	2	小班区画変更	25-19	R6
153	3151林班 記載漏れに伴う小班削除	2	小班区画変更	25-19	R6
154	3151林班 記載漏れに伴う小班付加	2	小班区画変更	25-19	R6
155	3158林班 小班界修正(面積移動なし)	2	小班区画変更	25-15	R6
156	3157林班 小班界修正・境界点の修正	3	小班区画変更	25-15	R6
157	3173林班 小班界修正(面積移動なし)	2	小班区画変更	25-16	R6

修正 図面No.	修 正 内 容	変更小班数	主な修正項目	施業図番号	報告 年度
158	3178林班 境界点の修正	1	境界点変更	25-17	R6
159	3197林班 小班界修正(面積移動なし)	2	小班区画変更	25-17	R6
160	3199林班 小班界修正(面積移動なし)	2	小班区画変更	25-17	R6
161	3213林班 小班界修正(面積移動なし)	2	小班区画変更	25-16	R6
162	3216林班 小班界修正(面積移動なし)イ小班	2	小班区画変更	25-16	R6
163	3216林班 小班界修正(面積移動なし)ぬ小班	2	小班区画変更	25-16	R6
164	3227林班 小班界修正(面積移動なし)	2	小班区画変更	25-15	R6
165	3236林班 小班界修正(面積移動なし)	2	小班区画変更	25-15	R6
166	3240林班 小班界・境界点の修正(面積移動なし)	1	小班区画変更	25-15	R6
167	3241林班 境界点の修正・電線敷(返地済)の削除	2	境界点変更	25-15	R6
168	3243林班 境界点の修正	1	境界点変更	25-20	R6
169	3245林班 境界点の修正	1	境界点変更	25-20	R6
170	4101林班 小班界修正(面積移動なし)と小班	2	小班区画変更	25-22	R6
171	4101林班 小班界修正(面積移動なし)か・よ小班	2	小班区画変更	25-22	R6
172	4121林班 林道敷線形修正	2	林道・作業道線形修正	25-22	R6
173	4127林班 小班界修正(面積移動なし)	2	小班区画変更	25-22	R6
174	4136・4141林班 幌尻林道の小班名修正 ロ一部→イ小班	5	小班名変更	25-22	R6
175	4143林班 不要な建物敷の削除	1	小班区画変更	25-22	R6
176	4149林班 小班名修正 ロ一部→に小班	1	小班名変更	25-22	R6
177	4150林班 境界点の修正	1	境界点変更	25-22	R6
178	4153林班 不要な建物敷の削除	1	小班区画変更	25-22	R6
179	4157林班 小班名修正(わ一部→よ小班)、境界点の修正、 4158林班 小班界・小班名修正(面積移動なし)イ⇔イ1	5	境界点変更	25-23	R6
180	4159林班 小班界修正(面積移動なし)	2	小班区画変更	25-23	R6
181	4164林班 境界点の修正	1	境界点変更	25-23	R6
182	1007林班 更新に伴う小班新設	3	小班新設	25-6	R6
183	2038・2039・2040林班 林道格上に伴う小班新設	6	小班新設	25-10・11	R6
184	2100林班 境界点の修正	1	境界点変更	25-12	R6
185	2100林班 小班名修正 う→な小班	1	小班名変更	25-12	R6
186	2105林班 小班界修正(面積移動なし)	2	小班区画変更	25-12	R6
187	2107林班 境界点の修正	1	境界点変更	25-12	R6
188	林班・小班名誤謬修正 2112林班へ・と小班→2113林班ろ小班に 修正	2	小班名変更	25-12	R6
189	2117林班 不要な小班界の削除	1	小班区画変更	25-12	R6
190	2118林班 小班界・小班名修正 ロ小班存在しない、ロ→イ小班	1	小班名変更	25-12	R6
191	2129林班 小班名修正 イ一部→ロ小班	2	小班名変更	25-12	R6
192	2131林班 作業道が2132林班に入らないよう線形修正	3	林道・作業道線形修正	25-12	R6
193	2137林班 小班界修正(面積移動なし)	2	小班区画変更	25-12	R6
194	2146林班 小班界修正(面積移動なし)へ小班一部削除	2	小班区画変更	25-12	R6
195	49林班ハ小班、53林班へ小班 返地に伴う小班区画修正	2	小班区画変更	25-4	R7
196	102・103林班 貸付に伴う作業の線形修正	9	小班区画変更	25-2	R7
197	129林班 貸付に伴う小班新設 リ・よ→レ小班	4	小班新設	25-1	R7
198	130林班 貸付に伴う小班新設 い→ワ・カ小班	1	小班区画変更	25-1	R7
199	1034・1035・1038林班 作業道線形修正	12	林道・作業道線形修正	25-7	R7
200	1066林班 小班新設 ロ→ニ小班(同林班内の2つの道を同小班に していた為)	1	小班新設	25-8	R7

修正 図面No.	修 正 内 容	変更小班数	主な修正項目	施業図番号	報告 年度
201	1077林班 林道路線修正 ロ⇔ハ小班	3	林道・作業道線形修正	25-8	R7
202	2020林班 小班新設 イ→ロ小班(2本の作業道を同一小班として処理していた為)	2	小班新設	25-10	R7
203	2023林班 小班新設 ト→ル小班(2本の作業道を同一小班として処理していた為)	2	小班新設	25-10	R7
204	2081林班 小班新設 イ→ホ小班(2本の林道を同一小班として処理していた為)	2	小班新設	25-13	R7
205	2092林班 小班新設 イ→ハ小班(2本の林道を同一小班として処理していた為)	1	小班新設	25-14	R7
206	3028林班 小班新設 イ→ロ小班(林道と作業道を同一小班として処理していた為)	1	小班新設	25-21	R7
207	4159林班 貸付追加に伴う小班区画修正 よ→イ小班	2	小班区画変更	25-23	R7
208	21林班つ小班一部→へ小班 小班区画修正(面積移動なし)	2	小班区画変更	25-5	R7
209	1010林班 小班界修正(面積移動なし)	2	小班区画変更	25-6	R7
210	1033林班 小班名変更 ニ→ホ小班(面積移動なし)	1	小班名変更	25-7	R7
2	1041林班ふ小班付近 境界線形修正(面積移動なし)	1	境界移動	25-7	R7
212	3217林班イ・ロ小班 小班界修正(面積移動なし)	2	小班区画変更	25-16	R7
213	1008林班 更新に伴う小班新設 い→く小班	1	小班新設	25-6	R7
214	3166林班 更新に伴う小班新設 い→ほ小班	1	小班区画変更	25-16	R7
215	3158・3159林班 林専道新設 い・ろ・ち・る・わ・え→ト小班、と・ち→ニ小班 (オチャラベツ支線林道)	8	林道・作業道作設	25-15	R7
216	2106林班 R4報告分修正漏れ イ(-0.18)→く(+0.18、新設)	2	小班新設	25-12	R7

【Arc-Gis】基本図修正リスト

630

網走東部森林計画区
網走中部森林管理署

修正 図面No.	修 正 内 容	変更小班数	主な修正項目	施業図番号	報告 年度
1	1126い、1127いへ小班と国道39号の境界を移動	3	境界移動	28-13	3
2	1100ろ・ぬ・か・た・れ・そ小班を1100よ小班に統合し区画を修正	7	小班統合	28-11	3
3	仁倉オンネナイ支線林道として2001ホ、2002チ小班を新設 2001に・ほ・と・ち・り・わ・か・れ・ね・な・ら・や・二→2001ホ 2002ち・り・ぬ・わ・へ(か)→2002チ	18	林道・作業道作設	28-5	3
4	林道新設 14ニ(オンネアンジ林道14林班線)に伴い周辺の林道、 小班区画修正	39	林道・作業道作設	28-2	4
5	8ろ・と・ハ小班 12ろ・ち・り・ぬ・る・か・た・れ・つ・ね・な・く・や・イ・ロ小班 の区画及び線型を修正	18	小班区画変更	28-1 28-2	4
6	15い・ろ・に・ほ・と・イ小班の区画と15イ小班の作業道線型を修正	6	小班区画変更	28-2	4
7	湯の沢支線林道として1041口、1060イ小班を新設 1041り・ぬ・わ・か・よ・そ・つ・ね・な・ら・お・も→1041口 1060へ→1060イ	13	林道・作業道作設	28-12	4
8	1003い・ぬ小班の区画を修正し1003そ小班を新設	2	小班新設	28-10	4
9	2078ほ・か・あ小班の区画を修正し2078し小班を新設	3	小班新設	28-5	4
10	130い・に・け・て小班の区画を修正し130ゆ小班を新設	4	小班新設	28-1	4
11	1035る・わ・ロ小班の区画を変更し1035つ小班を新設	3	小班新設	28-11	4
12	2020い・ろ・は・ほ・へ・ち・る・わ・よ・た・れ・そ・つ・ら・む・う・の・お・ や・ゆ・も・す・イ・ロ小班の区画と林道線型を修正	24	小班区画変更	28-5	4
13	2230い・ろ・ぬ・る小班の区画を修正	4	小班区画変更	28-9	4
14	2288い・ぬ1・ね1小班の区画を修正	3	小班区画変更	28-9	4
15	小班新設 2300か→2300ら	1	小班新設	28-7	4
16	作業道として43ハ・二、44ロ小班を新設 43い→43ハ、43に・ち・り・か・れ・ら・の・く→43二、44ろ→44ロ	10	林道・作業道作設	28-4	4
17	作業道として48ロ・ハ小班を新設 48は→48ロ、48に・ぬ→48ハ	3	林道・作業道作設	28-4	4
18	作業道として58二・ホ小班を新設 58と・り・や→58二、58た→58ホ	4	林道・作業道作設	28-4	4
19	作業道として70ハ・二・ホ小班を新設 70い→70ホ、70ろ→70ハ、70ぬ→70二	3	林道・作業道作設	28-4	4
20	作業道として71ホ・ト、73ハ・二小班を新設 71ろ→71ト、71り→71ホ、73い・ろ・ほ→73ハ、73に→73二	6	林道・作業道作設	28-4	4
21	作業道として72二小班を新設 72よ→72二	1	林道・作業道作設	28-4	4
22	作業道として130ハ小班を新設 130ろ・よ・た・れ→130ハ	4	林道・作業道作設	28-1	4
23	作業道として131ホ小班を新設 131に→131ホ	1	林道・作業道作設	28-1	4
24	作業道として2276ト・チ小班を新設し2276ら小班の区画を修正 2276い・ち・ら→2276チ、2276は→2276ト	4	林道・作業道作設	28-8	4
25	2211ホ小班の区画と作業道線型を修正	5	小班区画変更	28-8	4
26	2217二小班の区画と作業道線型を修正	4	小班区画変更	28-8	4
27	2221ロ小班の区画と作業道線型を修正し2221ワ小班をロ小班に統 合	7	小班区画変更	28-8	4
28	2290二小班の区画と作業道線型を修正	4	小班区画変更	28-8	4
29	2291チ小班の区画と作業道線型を修正	11	小班区画変更	28-8	4
30	小班名称変更 85イ1→85ロ 及びイ1小班を除く85林班全小班の区画と林道線型を修正	15	小班区画変更	28-1	4

修正 図面No.	修 正 内 容	変更小班数	主な修正項目	施業図番号	報告 年度
31	87い・ほ・へ・る・わ・か・よ・た・れ・な・ロ小班及び88ロ小班の区画と林道線型を修正し87イ1小班を87ハ小班に名称変更	12	小班区画変更	28-1	4
32	90い・ろ・は・に・ロ小班の区画と林道線型を修正	5	小班区画変更	28-1	4

修正 図面No.	修 正 内 容	変更小班数	主な修正項目	施業図番号	報告 年度
33	2226い・に・へ小班の区画を修正	3	小班区画変更	28-9	4
34	2201口小班の区画を修正し作業道から林道に変更	6	林道・作業道作設	28-8	5
35	毛主山林道として2291ト・ヌ小班を新設・林道線型を追加 2291は・ら・リ→2291ト、2291へ→2291ヌ	4	林道・作業道作設	28-8	5
36	1001よ・お・こ・て・し・す小班の区画を修正し1001い1小班を新設 1001お→1001い1	6	小班新設	28-10	5
37	1001る・か・ね・こ小班の区画を修正し1001ろ1小班を新設 1001か→1001ろ1	4	小班新設	28-10	5
38	1016ち・ぬ・か・よ・つ・け小班の区画を修正し1016え・て・あ小班を 新設 1016よ→1016え・て・あ	6	小班新設	28-10	5
39	1099い・ろ・へ・と・ち小班の区画を修正	5	小班区画変更	28-11	5
40	2016る・わ・か・よ・た・れ・そ・つ・な・む・う・お・て・え・口小班の区画 を修正	15	小班区画変更	28-5	5
41	2037い・ろ・か小班の区画を修正し2037つ小班を新設	3	小班新設	28-6	5
42	2078と・る・よ・そ・な・む・け・め・二小班の区画を修正	9	小班区画変更	28-5	5
43	2086い・な・ハ小班の区画を修正	3	小班区画変更	28-5	5
44	2223ち・ち1小班の区画を修正 2223い小班の一部を2223ち1に統合	3	小班区画変更	28-9	5
45	2225ほ・む小班の区画を修正	2	小班区画変更	28-9	5
46	2241い・に・よ小班の区画を修正	3	小班区画変更	28-9	5
47	2284い・ろ・は小班の区画を修正	3	小班区画変更	28-9	5
48	1038い・へ・と・の・ひ・も小班の区画を修正し作業道として1038二小 班を新設	6	林道・作業道作設	28-11	5
49	2025い・へ・と・ち・り・る・ぬ・よ・た・れ・そ・二小班の区画を修正	12	小班区画変更	28-6	5
50	2026り・ぬ・さ・ヌ小班の区画を修正	4	小班区画変更	28-6	5
51	2054い・の、2055ろ・ぬ・か・ね小班の区画を修正し2054お・く・や小 班として新設 2054の→2054お・く・や	6	小班新設	28-6	5
52	2096い・ろ・は・ぬ小班の区画を修正	4	小班区画変更	28-5	5
53	作業道として20ハ小班を新設 20は・ぬ→20ハ	2	林道・作業道作設	28-2	5
54	作業道として1009ヌ小班を新設 1009は→1009ヌ	1	林道・作業道作設	28-10	5
55	作業道として2014二を新設し2016口小班を延伸 2014ほ・と・る→2014二、2016か・け・ふ・き・ゆ→2016口	9	林道・作業道作設	28-5	5
56	2202二小班の区画と作業道線型を修正	10	小班区画変更	28-8	5
57	作業道として2238ト小班を新設 2238い・つ・ね・な・ら・む・う・く・ま・ふ・こ・さ・ひ・も→2238ト	14	林道・作業道作設	28-9	5
58	作業道として131ト小班を新設 131ろ・は→131ト	2	林道・作業道作設	28-1	5
59	作業道として2078ト小班を新設 2078く・や・け・さ→2078ト	4	林道・作業道作設	28-5	5
60	2079イ・ロ小班を統合し、区画と作業道線型を修正	17	小班区画変更	28-5	5
61	2080に・り・イ小班、2081イ小班の区画と作業道線型を修正	9	小班区画変更	28-5	5
62	30に・と・る・わ・ロ小班の区画を修正	5	小班区画変更	28-2	5

修正 図面No.	修 正 内 容	変更小班数	主な修正項目	施業図番号	報告 年度
63 設	① 31ろ・ち・る・か・れ・ね・ロ小班の区画と作業道線型を修正 ② 31ロ小班の一部から家の沢保安林管理道として31ハ小班を新	7	小班区画変更	28-2	5

修正 図面No.	修 正 内 容	変更小班数	主な修正項目	施業図番号	報告 年度
64	35ト小班の区画と作業道線型を修正	2	小班区画変更	28-2	5
65	43は・に・た・つ小班の区画を修正	4	小班区画変更	28-4	5
66	48か小班の位置を修正	1	小班区画変更	28-4	5
67	124い・に小班の区画を修正	2	小班区画変更	28-3	5
68	132よ・そ・ひ小班の区画を修正し132ま小班の一部を132す小班に変更	4	小班区画変更	28-1	5
69	1008は・に・へ・ち・り・ぬ・る・わ・か・よ・た・そ・つ・ね・お・け・ふ・こ・二小班の区画を修正	19	小班区画変更	28-10	5
70	2058ろ・ち・れ・む小班の区画を修正	4	小班区画変更	28-6	5
71	2084ろ・わ・そ小班の区画を修正	3	小班区画変更	28-5	5
72	2204口小班の区画と作業道線型を修正	5	小班区画変更	28-8	5
73	2289た・ま・け・さ小班の区画を修正	4	小班区画変更	28-9	5
74	2287る・お・て・あ・し・チ小班の区画を修正	6	小班区画変更	28-9	5
75	2033か・よ・た小班の区画を修正し2033口小班の一部を削除	4	小班区画変更	28-6	5
76	2032口小班の区画を修正	2	小班区画変更	28-6	5
77	作業道として103ホ・ト小班を新設 103い・け→103ホ、103ほ・そ→103ト	4	林道・作業道作設	28-3	6
78	103口小班の区画と作業道線型を修正	3	小班区画変更	28-3	6
79	作業道として106口小班を新設 106は・ち・た→106口	3	林道・作業道作設	28-3	6
80	・18も小班を18ぬ小班に統合 ・18ハ小班の区画と作業道線型を修正	8	小班区画変更	28-2	6
81	28と・ち・ぬ小班の区画を修正	3	小班区画変更	28-2	6
82	43ろ・よ・ね・な小班の区画を修正	4	小班区画変更	28-4	6
83	132ハ小班の区画と作業道線型を修正	4	小班区画変更	28-1	6
84	2020い1・は・ち小班の区画を修正	3	小班区画変更	28-5	6
85	2058ぬ・さ・へ(カナ)小班の区画を修正	3	小班区画変更	28-6	6
86	2074い・と・る小班の区画を修正	3	小班区画変更	28-6	6
87	2209い・ね小班の区画を修正	2	小班区画変更	28-8	6
88	2256い・り・ぬ・わ小班の区画を修正	4	小班区画変更	28-9	6
89	2270い・に・ほ・へ・と小班の区画を修正	5	小班区画変更	28-9	6
90	林道として1015ハ小班を新設(白銀台林道) 1015に・ほ・ら・わ・ロ小班の区画を修正、 1015な小班を1015り小班に、1016お小班をろ小班にそれぞれ統合	9	林道・作業道作設	28-10	7
91	1016く小班を1016ぬ小班に統合 1017ニ小班の区画を修正し、作業道から林道に変更(白銀台林道)	5	小班統合	28-10	7
92	1017に・よ・た・れ・つ小班の区画を修正 1017ま・け小班をそれぞれ1017は・に小班に統合	7	小班区画変更	28-10	7
93	100い・ろ・か・れ小班の区画を修正	4	小班区画変更	28-3	7
94	100と・り・れ・そ小班、101い・よ・た・ね・な小班の区画を修正	9	小班区画変更	28-3	7
95	120へ・と・り・ぬ・ハ小班の区画を修正	5	小班区画変更	28-3	7
96	2005い・ち・り・ロ小班の区画を修正	4	小班区画変更	28-5	7
97	2021い・へ・と小班の区画を修正	3	小班区画変更	28-6	7
98	1016ち小班の一部及び1016ま小班を1016た小班に、1016や小班を 1016ぬ小班にそれぞれ統合 1016ハ小班の区画を修正	5	小班統合	28-10	7
99	2212に小班を分割し、2212さ小班を新設	1	小班区画変更	28-8	7
100	117は・と・る・か小班の区画を修正	4	小班区画変更	28-3	7

修正 図面No.	修 正 内 容	変更小班数	主な修正項目	施業図番号	報告 年度
101	1020ろ・ち・う・ま小班の区画を修正	4	小班区画変更	28-11	7
102	2002る・わ・か・の小班の区画を修正	4	小班区画変更	28-5	7
103	2036ぬ・わ・れ・つ小班の区画を修正	4	小班区画変更	28-6	7
104	2056ろ・へ・け小班の区画を修正	3	小班区画変更	28-6	7
105	2085わ・れ・イ小班の区画を修正	3	小班区画変更	28-5	7
106	2207い・り・か小班の区画を修正	3	小班区画変更	28-8	7
107	2223か・よ・う・く小班の区画を修正	4	小班区画変更	28-9	7
108	2263わ・け小班の区画を修正	2	小班区画変更	28-8	7
109	2029う小班の一部を2029わ小班に統合	1	小班統合	28-6	7
110	19い・は・け小班の区画を修正	3	小班統合	28-2	6

【Arc-Gis】基本図修正リスト

177

網走東部森林計画区
網走南部森林管理署

修正 図面No.	修 正 内 容	変更小班数	主な修正項目	施業図番号	報告 年度
1	2194ろ・は・に・イ、2197へ・ロ小班の国有林境界を内側に移動	6	境界移動	28-20	3
2	1203の小班の一部を1203そ小班に統合	2	小班統合	28-25	3
3	2049に小班の一部を2049い小班に分割	1	小班分割	28-19	3
4	118な1小班の区画を修正	1	小班区画変更	28-14	3
5	相生本流林道2の沢支線として2198木小班を新設 2198い・ろ・へ→2198木	3	林道・作業道作設	28-20	3
6	相生本流林道2の沢支線として2201ロ小班を新設 2201い・と→2201ロ	2	林道・作業道作設	28-20	3
7	2024い・ほ・へ小班の区画を修正し2024つ小班を新設 2024へ→2024つ	3	小班新設	28-19	3
8	14る・わ・れ・も・ト小班の区画を修正	5	小班区画変更	28-16	3
9	11ぬ・る・お小班の区画を修正	3	小班区画変更	28-16	3
10	49と・り・る・ら・む・イ小班の区画と林道線型を修正	6	小班区画変更	28-16	3
11	33は・ほ小班の区画を変更し33ら小班を新設 33は→33ら	2	小班新設	28-16	3
12	1008い・は・れ小班の区画を修正	3	小班区画変更	28-22	3
13	2025い・ほ・へ小班の区画を修正	3	小班区画変更	28-19	3
14	2029い・へ・わ小班の区画を修正し2029れ小班を新設 2029へ→2029れ	3	小班新設	28-19	3
15	107ち・ね・お・ニ小班の区画を修正	4	小班区画変更	28-14	3
16	1104い・ろ・は・ほ・ち・わ・か・ね・な・ら小班の区画を修正	10	小班区画変更	28-21	3
17	2105わ・ふ小班の小班名を入れ替え	2	小班区画変更	28-19	3
18	111木、113二の区画と林道線型を修正	9	小班区画変更	28-14	3
19	1107ろ・は・と・か小班の区画を修正	4	小班区画変更	28-21	3
20	2004つ小班を新設 2004ろ→2004つ	1	小班新設	28-19	3
21	110ろ・ね・な・ら・あ小班の区画を修正	5	小班区画変更	28-14	3
22	308は・ち小班の区画を修正	2	小班区画変更	28-17	3
23	2085へ・り小班の区画を修正	2	小班区画変更	28-19	3
24	2003い・ろ・は・そ小班の区画を修正	4	小班区画変更	28-19	3
25	2002い・は・り・ぬ・つ・ね・な小班の区画を修正	7	小班区画変更	28-19	3
26	5い・ろ小班の区画を修正	2	小班区画変更	28-16	3
27	1201木小班の区画と作業道線型を修正	2	小班区画変更	28-25	3
28	108・113林班界を基本図網東235のとおり修正	2	小班区画変更	28-14	3
29	2218ろ小班の一部(緑部分)を2218い小班に統合	1	小班統合	28-20	3
30	2218は小班の一部(緑部分)を2218ち小班に統合	1	小班統合	28-20	3
31	2029そ小班を新設 2029ろ・ち→2029そ	2	小班新設	28-19	3
32	2199い・は・イ小班の区画を修正	3	小班区画変更	28-20	3
33	2024い・へ・と・ぬ小班の区画を修正	4	小班区画変更	28-19	3
34	313ろ・へ・た小班の区画を修正し313ね・な小班を新設 313ろ→313ね、313た→313な	3	小班新設	28-17	3

修正 図面No.	修 正 内 容	変更小班数	主な修正項目	施業図番号	報告 年度
35	16に・ほ・へ・わ小班の区画を修正	4	小班区画変更	28-16	3
36	2012ち・ぬ・る・か・よ・た・そ・う小班の区画を修正	8	小班区画変更	28-19	3
37	1124ろ小班の一部を1124ね小班として分割新設	1	小班新設	28-24	3
38	43ほ・・り・し・ロ小班の区画を変更	4	小班区画変更	28-16	6
39	255ろ・る・よ小班の区画を変更	3	小班区画変更	28-16	6
40	256い・ろ・は・よ・た・れ・つ・ね・な・う・イ小班の区画を変更	11	小班区画変更	28-16	6
41	2011ほ・ち・り小班の区画を変更	3	小班区画変更	28-19	6
42	2016ろ・は・る・わ・か・た小班の区画を変更	6	小班区画変更	28-19	6
43	2209い・と・ち・り小班の区画を変更	4	小班区画変更	28-20	6
44	1118て小班を1118む小班に統合	1	小班統合	28-24	6
45	102・103・112林班の国有林境界を変更	3	境界移動	28-14	6
46	1144・1145林班の国有林境界を変更	9	境界移動	28-25	6
47	2105の小班の一部を分割し小班新設 2105の→2105こ	1	小班分割	28-19	6
48	356さ1小班の区画を修正	4	小班区画変更	28-18	6
49	1315ほ・ロ小班の一部を国有林外とし、新たに境界を設定	2	境界移動	28-27	7
50	2217は・に・へ・ぬ・ロ・ハ・へ小班の国有林境界を移動	7	境界移動	28-20	7

紙入札参加届

1 発注物件（業務）名 令和7年度国有林野施業実施計画の樹立に伴う基本図等修正業務

2 電子調達システムでの参加ができない理由（いずれかに○印を付す）

ア 電子調達システム申請したが、審査手続中であり承認が入札日に間に合わないため。

（申請日：令和 年 月 日）

イ 電子調達システムの利用に必要な機材の調達が入札日まで間に合わないため。

（調達予定日：令和 年 月 日）

ウ その他（具体的に記載）

上記のとおり、電子調達システムを利用して入札に参加できないため、紙入札で参加をいたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

北海道森林管理局長 関 口 高 士 殿

（入札者）

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

（代理人）

氏 名

¥

ただし、第 1 号物件 令和 7 年度国有林野施業実施計画の樹立に伴う基本図等修正業務の代金

上記のとおり、入札公告、入札心得、仕様書及び契約条項を承知の上、入札します。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本工業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用すること。

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日 令和7年9月2日
- 2 件 名 第1号物件
令和7年度国有林野施業実施計画の樹立に伴う基本図等修正業務
- 3 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

支出負担行為担当官

北海道森林管理局長 関 口 高 士 殿

請 負 契 約 書 (案)

- 1 件 名 令和7年度国有林野施業実施計画の樹立に伴う基本図等修正業務
- 2 仕 様 仕様書のとおり
- 3 契 約 金 額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 4 履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和8年2月20日まで
- 5 納 入 場 所 北海道森林管理局 計画保全部 計画課
- 6 検 査 場 所 納入場所に同じ
- 7 契約保証金 免 除

上記件名（以下「業務」という。）について、支出負担行為担当官 北海道森林管理局長 ○○ ○○（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）との間に、上記各項及び次の各契約条項によって請負契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者（甲） 住 所
氏 名 支出負担行為担当官
北海道森林管理局長 ○○ ○○

請負者（乙） 住 所
氏 名

契 約 条 項

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この請負契約書に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この請負契約書及び仕様書を内容とする業務契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の業務を契約書記載の履行期間内に履行するものとし、甲は、その契約金額を支払うものとする。
- 3 この請負契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この請負契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる時刻は、日本標準時とする。
- 7 この契約に係る期間の定めについては、仕様書に特別の定めがある場合を除き、この請負契約書における期間の定めが適用されるものとする。この請負契約書及び仕様書に規定されていない期間の定めに関しては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第41条の規定に基づき、甲乙協議の上選定される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 11 甲が、第6条に規定する監督職員を定めたときは、この契約の履行に関し、乙から甲に提出する書類（業務関係者に関する措置請求、代金請求書を除く。）は、監督職員を経由するものとする。
- 12 前項の書類は、監督職員に提出された日に甲に提出されたものとみなす。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による甲の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社、信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。
- 2 乙がこの契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、甲は、乙に対して有する請求債権について、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡対象債権金額を軽減する権利その他一切の抗弁権を保留する。
- 3 前項の場合において、譲受人が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知又は民法第467条若しくは同項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。
- 4 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に売掛債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、甲が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センタ

一支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第3条 乙は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせるはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

- 2 乙は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再請負」という。）を必要とするときは、あらかじめ別紙様式に必要事項を記入して甲の承認を得なければならない。ただし、再請負ができる業務は、原則として契約金額に占める再請負金額の割合（「再請負比率」という。以下同じ。）が50パーセント以内の業務とする。
- 3 乙は、前項の承認を受けた再請負について、その内容を変更する必要があるときは、同項に規定する様式に必要事項を記入して、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 4 乙は、再々請負（再々請負以降の請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに、甲に届け出なければならない。
- 5 乙は、再請負の変更に伴い再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第3項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。
- 6 甲は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
- 7 再請負する業務が請負業務を行う上で発生する事務的業務（印刷・製本、翻訳、会場設営及び運送・保管に類する業務）であつて、再請負比率が50パーセント以内であり、かつ、再請負する金額が100万円以下である場合には、軽微な再請負として第2項から前項までの規定は、適用しない。

(再請負の制限の例外)

第3条の2 前条第1項及び第2項の規定に関わらず、再請負する業務が次の各号に該当する場合、乙は、請負業務の主たる部分及び再請負比率が50パーセントを超える業務を請け負わせることができるものとする。

(1)再請負する業務が海外で行われる場合

(2)広報、放送等の主たる業務を代理店が一括して請け負うことが慣習となっている場合

(3)会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定に基づく子会社若しくは財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年11月27日大蔵省令第59号)第8条第5項及び第6項に規定する関連会社に業務の一部を請け負わせる場合

- 2 前項各号の再請負がある場合において、再請負比率は、当該再請負の金額を全ての再請負の金額及び契約金額から減算して計算した率とする。

(特許権等の使用)

第4条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている業務仕様又は工法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

ただし、甲がその業務仕様又は工法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(使用人に関する乙の責任)

第5条 乙は、業務の実施につき用いた使用人による業務上の行為については、一切の責任を負う。

2 乙は、身分証明書を明示して、乙の使用人であることを明確にするものとする。

3 乙は、法令で資格の定めのある業務に従事させる乙の使用人については、その氏名及び資格について甲に通知し、その承諾を受けなければならない。使用人を変更したときも同様とする。

乙は、これら以外の使用人については、甲の請求があるときは、その氏名を甲に通知しなければならない。

(監督職員)

第6条 甲は、この契約の履行に関し甲の指定する職員（以下「監督職員」という。）を定めるときは、その氏名を乙に通知するものとする。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定める職務のほか、次に掲げる権限を有する。

(1) 契約の履行についての乙又は乙の管理責任者に対する指示、承諾又は協議

(2) この契約書及び仕様書の記載内容に関する乙の確認又は質問に対する回答

(3) 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

(管理責任者)

第7条 乙は、業務を実施するに当たって管理責任者を定め、その氏名を甲に通知するものとする。また、管理責任者を変更したときも同様とする。

2 管理責任者は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、契約期間の変更、契約代金の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

(業務関係者に関する措置請求)

第8条 甲は、乙が業務に着手した後に乙の管理責任者又は使用人が業務の履行について著しく不適当であると認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 乙は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係わる事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

3 乙は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

4 甲は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(関連作業等を行う場合)

第9条 甲は、乙の業務履行に支障を及ぼすおそれがある作業等を行うときは、あらかじめ乙に通知し、甲乙協力して建築物の保全に当たるものとする。

(業務内容の変更)

第10条 甲は、必要があるときは、業務内容の変更を乙に通知して、業務内容を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第11条 履行期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内

に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が履行期間の変更事由が生じた日から 10 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(契約金額の変更方法等)

第 12 条 契約金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 30 日以内に協議が整わない場合には甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が契約金額の変更事由が生じた日から 10 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(臨機の措置)

第 13 条 乙は、業務の履行に当たって事故が発生したとき又は事故が発生するおそれのあるときは、甲の指示を受け、又は甲乙協議して臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、乙の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

- 2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を遅滞なく甲に通知しなければならない。
- 3 甲又は監督職員は、事故防止その他業務上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、契約金額の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

(損失負担)

第 14 条 乙は、業務の実施について甲に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、乙の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由によるときにはその限度において甲の負担とする。
- 3 乙は、乙の責に帰さない事由による損害については、第 1 項又は第 2 項の規定による賠償の責を負わない。

(検査)

第 15 条 乙は、業務を完了しその成果品を納入する場合(成果品の納入を要しない場合にあつては、業務が終了した場合)は、成果品とともにその旨を甲に通知しなければならない。仕様書に示す一部が完了し、その成果品を納入する場合も同様とする。

- 2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項により業務終了の通知を受けたときは、その日から起算して 10 日以内に検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
- 3 乙又は乙の使用人は、検査に立会い、検査職員の指示に従って、検査に必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前項の場合において、乙又は乙の使用人が検査に立会わないときは、検査職員は、乙の欠席のまま検査を行うことができるものとする。この場合において、乙は検査の結果について異議を申

し立てることができない。

- 5 検査職員は、検査の結果、不合格のものについては、甲は、乙に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。
- 6 検査及び納入に要する経費は、すべて乙の負担とする。

(所有権及び危険負担の移転)

第 15 条の 2 業務成果品の所有権は、前条の検査に合格し、甲が当該成果品の引渡しを受けたとき又は第 18 条第 2 項の規定により減額請求した場合において、甲が当該成果品の納入を認め、その引渡しを受けたときに、乙から甲に移転するものとする。

- 2 前項の規定により業務成果品の所有権が甲に移転したときに、甲は乙の責めに帰すべからざる事由による業務成果品の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。

(契約代金の支払)

第 16 条 乙は、仕様書に定める全ての業務を完了し、第 15 条の検査に合格したときは、所定の手続きにより書面をもって甲に代金支払の請求をするものとする。

- 2 甲は、前項の適正な請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内(以下「約定期間」という。)に代金を乙に支払わなければならない。ただし、受理した乙の請求書が不適当なために乙に返送した場合には、甲が返送した日から乙の適法な請求書を受理した日までの日数は、これを約定期間に算入しないものとする。

(第三者による代理受領)

第 17 条 乙は、甲の承諾を得て契約代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して前条の規定に基づく支払をしなければならない。
- 3 甲が乙の提出する支払請求書に乙の代理人として明記された者に契約代金の全部又は一部を支払ったときは、甲はその責を免れる。

(業務の履行責任)

第 18 条 納入された成果品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるとき(成果品の納入を要しない場合にあつては、業務が終了した時に業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき)は(以下「契約不適合」という。)、乙に対し成果品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求し、又は履行の追完に代え若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないこ

とが明らかであるとき。

- 3 甲が種類又は品質に関して契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金減額の請求及び契約の解除をすることができない。
- 4 前項の規定は、成果品を納入した時（成果品の納入を要しない場合にあっては、業務が終了した時）において、乙が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。
- 5 第3項の通知は契約不適合の内容を通知することで行い、当該通知を行った後請求しようとするときは、請求する損害額の算定の根拠など請求の根拠を示して行わなければならない。

（甲の催告による解除権）

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく、契約上の業務を履行せず、又は履行する見込がないと明らかに認められるとき。
- (2) 第3条の規定に違反したとき。
- (3) 前各号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

（甲の催告によらない解除権）

第19条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) 第29条の規定に違反したとき。
 - (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
 - (3) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、乙が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 第27条に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。
- 2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。
- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
 - (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第1項及び第2項に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225

号)の規定により選任された再生債務者

(甲の責めに帰すべき事由による場合)

第 19 条の 3 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(甲の任意解除権)

第 20 条 甲は、業務が完了しない間は、第 19 条又は第 19 条の 2 に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第 21 条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告を要せず、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(行為要件に基づく契約解除)

第 22 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 23 条 乙は、前二条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

2 乙は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合

の当該契約の相手方をいう。以下同じ。) としないことを確約するものとする。

(再請負契約等に関する契約解除)

第 24 条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、この契約を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第 25 条 甲は、第 19 条、第 19 条の 2、第 21 条、第 22 条及び前条第 2 項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第 21 条、第 22 条及び前条第 2 項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 26 条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(乙の催告による解除権)

第 27 条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除権)

第 27 条の 2 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 第 10 条の規定により業務の内容を変更したため、契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 甲が第 29 条の規定に違反したとき。

(3) 甲が契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったとき。

(乙の責めに帰すべき事由による場合)

第 27 条の 3 第 27 条及び前条に定める事項が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、第 27 条及び前条の規定による契約の解除をすることができない。

(乙の損害賠償請求等)

第 27 条の 4 第 28 条第 1 項の規定は、第 27 条及び第 27 条の 2 の規定により契約が解除された場合に準用する。

2 乙は、甲が第 27 条又は第 27 条の 2 の規定によりこの契約が解除された場合において、これにより乙が損害を受けたときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、

その請求の根拠となる債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(解除に伴う措置)

第 28 条 甲は、この契約が業務の完了前に解除された場合においては、既済部分について検査を行い、当該検査合格部分に相当する代金を支払わなければならない。

2 乙は、第 19 条又は第 19 条の 2 の規定により契約を解除された場合は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として、甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

3 乙は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第 1 項の検査合格部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 乙は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 乙は、契約が解除された場合において、控室等に乙が所有する業務機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、控室等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は控室等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、控室等を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

第 29 条 甲及び乙は、本契約業務履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。本契約業務の履行に当たる乙の使用人も同様の義務を負い、この違反について乙はその責を免れない。

(延滞金の徴収及び遅延利息の請求)

第 30 条 乙の責に帰すべき事由により、乙がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を指定の期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで民法第 404 条第 4 項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した延滞金を徴収する。

2 甲の責に帰すべき事由により、甲がこの契約に基づく第 16 条第 2 項の規定による契約代金を指定の期間内に支払わないときは、乙は、その支払わない額にその翌日から起算して支払いを行う日までの日数に応じ、当該未払代金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき、財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を、乙は甲に請求することができる。ただし、遅延の原因が天災地変等やむを得ないものであるときは遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

3 前項の遅延利息の額が 100 円未満である場合及び 100 円未満の端数については、甲は前項の定めにかかわらず遅延利息を支払うことを要しないものとする。

(賠償金等の徴収)

第 31 条 乙がこの契約書に基づく損害賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に前条の延滞金の額を加算した額と、甲の支払うべき契約金額を相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 32 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 7 条又は第 8 条の 2(同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項(同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 33 条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2(同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 2 第 7 項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。

- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 5 乙が第1項及び第2項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(著作権等)

- 第34条 乙は、この契約によって生じた納入成果品に係る一切の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、納入成果品の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとし、甲の行為について著作者人格権を行使しないものとする。
- 2 乙は、第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、原著作等々の著作権及び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
 - 3 乙は、甲が納入成果品を活用する場合及び甲が認めた場合において第三者に二次利用させる場合は、原著作等々の著作権及び肖像権等による新たな費用が発生しないように措置するものとする。それ以外の利用に当たっては、甲は乙と協議してその利用の取り決めをするものとする。
 - 4 この契約に基づく作業に関し、第三者と著作権及び肖像権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、甲は係る紛争等の事実を知ったときは、乙に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を乙に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(個人情報の取扱)

- 第35条 乙及びこの請負業務に従事する者（従事した者を含む。以下「請負業務従事者」という。）は、この請負業務に関して知り得た個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を請負業務の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。
- 2 乙及び請負業務従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
 - 3 前二項については、この請負業務が終了した後においても同様とする。

第36条 乙は、請負業務を行うために保有した個人情報について、き損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ請負業務の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出してはならない。

第37条 乙は、保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

第38条 乙は、請負業務が終了したときは、この請負業務において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、甲より提供された個人情報については、返却しなければならない。

(貸与資料等の取扱)

第 39 条 乙は、この契約の履行に当たり甲から貸出された資料又は支給を受けた物品等については、善良なる管理者の注意をもって保管及び管理するものとし、紛失又は破損の場合は直ちに甲に報告し、甲の指示に従って措置をするものとする。

(成果物の二次利用)

第 40 条 乙は、頭書の業務により作成したデータを公表又は第三者に譲渡する場合には、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

(紛争の解決)

第 41 条 この契約書の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合において、甲が定めたものに乙が不服があるときその他契約に関して甲乙間に紛争を生じたときは、甲及び乙は、協議上の調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、甲乙協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは甲乙折半し、その他のものは甲乙それぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、管理責任者の業務の実施に関する紛争、乙の使用人又は乙から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督職員の業務の執行に関する紛争については、第 8 条第 2 項及び第 4 項の規定により乙が決定を行った後又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第 2 項及び第 4 項の期間が経過した後でなければ、甲又は乙は、第 1 項のあっせん又は調停の手続を請求することができない

3 第 1 項の規定にかかわらず、甲又は乙は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の甲乙間の紛争について民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(補則)

第 42 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。ただし、軽微なものについては、甲の解釈及び指示に従うものとする。

別 紙

請負契約再請負承認申請書

番 号
年 月 日

支出負担行為担当官
〇〇〇〇森林管理局長 殿

(請負者)
住 所
氏 名

令和 年 月 日付けで締結した令和 7 年度国有林野施業実施計画の樹立に伴う基本図等修正業務に係る請負契約について、下記のとおり再請負したいので、請負契約書第 3 条の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 再請負先の相手方の住所及び氏名
- 2 再請負の業務範囲
- 3 再請負の必要性
- 4 再請負の金額
- 5 その他必要な事項

- (注) 1 申請時に再請負先及び再請負の契約金額（限度額を含む。）を特定できない事情があるときは、その理由を記載すること。
なお、再請負の承認後に再請負先及び再請負の金額が決定した場合は、当該事項をこの書式に準じて、その旨報告すること。
- 2 再請負の承認後に再請負の相手方、業務の範囲又は契約金額（限度額を含む。）を変更する場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。
 - 3 契約の性質に応じて、適宜、様式を変更して使用すること。